

資料 1

中学校における休日の部活動の 地域展開推進計画（案）

八戸市教育委員会

令和 7 年〇月

はじめに

目 次

はじめに

第1章 部活動地域展開の背景

- 1 国の動向
- 2 ガイドラインで示された休日の部活動の地域連携・地域移行の考え方
- 3 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」
最終とりまとめについて

第2章 八戸市の中学校部活動の現状

- 1 本市の状況
 - (1) 中学校数及び生徒数
 - (2) 部員数及び設置部数
 - (3) アンケート調査の結果概要

第3章 基本目標と基本方針

- 1 基本目標
- 2 基本方針
 - (1) 生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる
環境の整備
 - (2) 様々な運営主体による多様な地域クラブ活動の展開
 - (3) 適正な活動と持続可能な運営体制の構築

第4章 八戸市における部活動地域展開の方向性

- 1 地域展開の方向性
- 2 目指す将来像
- 3 推進目標

第5章 指導者の確保・育成

- 1 指導者人材バンクの構築
- 2 指導者養成

第6章 受け皿となる運営団体等の確保

- 1 八戸市地域クラブ活動登録制度の構築

第7章 地域におけるスポーツ及び文化施設の確保

- 1 想定される施設
- 2 学校施設の利用・管理の在り方

第8章 地域クラブ活動における会費及び保険の在り方

- 1 会費について
- 2 保険について

第9章 その他

おわりに

第1章 部活動地域展開の背景

1 国の動向

- (1) スポーツ庁及び文化庁では、令和2年9月1日付けの「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」により、部活動の教育的意義を踏まえつつ、更なる学校の働き方改革を実現するため、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとし、地域部活動を推進するための実践研究を実施することを各都道府県等へ通知した。
- (2) 令和4年6月及び8月、スポーツ庁及び文化庁が設置した検討会議（有識者会議）から、少子化の中でも将来にわたり、我が国の子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するための方策として、部活動の地域移行に関する提言が示された。これを踏まえ、スポーツ庁及び文化庁は、部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に取り組むため、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、各都道府県等へ通知した。

2 ガイドラインで示された休日の部活動の地域連携・地域移行の考え方

(1) 学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

例えば、以下のような体制の整備を段階的に進めることが考えられる。

- ① 市区町村が運営団体となるなどにより、スポーツ・文化芸術団体等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制
- ② 地域のスポーツクラブなど多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校の生徒が参加する体制

※なお、直ちに①・②のような体制を整備することが困難な場合には当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動を導入する等により、生徒の活動環境を確保することが考えられる。

(2) 地域クラブ活動の在り方等

新たに整備する地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

また、活動に当たっては、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送ることができるよう、学校部活動に準じた休養日や活動時間の基準を原則とし、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、休養日や活動時間の調整を図ることが必要である。

(3) 国及び都道府県・市区町村の役割

- ① 国は、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援を行う。また、各都道府県及び市区町村は、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組として、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。

- ② 国、都道府県及び市区町村は、改革推進期間終了後に、学校部活動の地域クラブ活動への移行等に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。
- ③ 都道府県は、休日の部活動の段階的な地域移行等に関する実践・実証事業等の成果の普及を図るとともに、市区町村における取組の進捗状況を把握し、市区町村等に対して必要な指導助言、支援を行う。

(4) 部活動の地域クラブ活動への移行等に係る推進計画の策定等

都道府県及び市区町村は、推進計画の策定等により、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

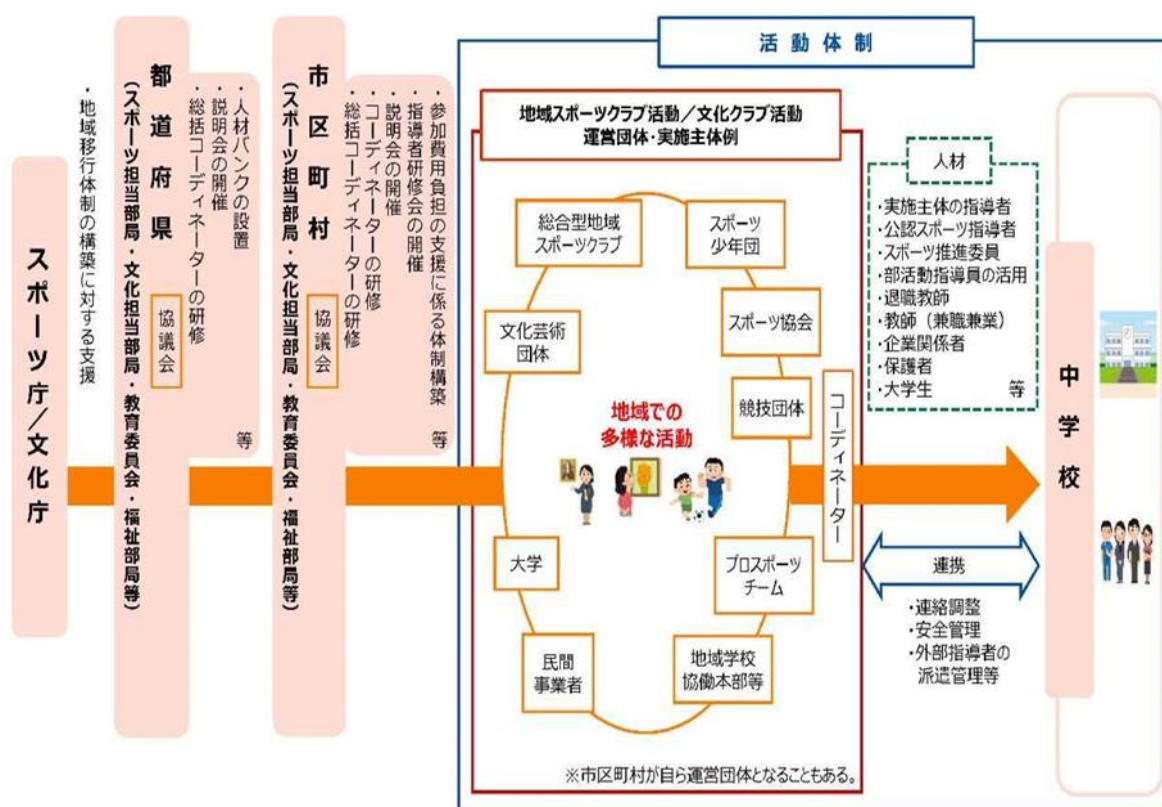
(5) 検討体制の整備

学校部活動の地域クラブ活動への移行について、都道府県及び市区町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置するなどにより、関係者が連携・協働して取り組む必要がある。

3 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめについて

令和7年5月16日、スポーツ庁及び文化庁の有識者会議は、休日の地域クラブ活動について本格的に進めるとともに、平日の取扱いについても考え方を整理する必要性があることなどが盛り込まれた「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめを発表した。内容は、次期改革期間である「改革実行期間」について、令和8年度から令和10年度までを「前期」、令和11年度から令和13年度までを「後期」とし、「休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す」と示された。また、平日の取扱いについても、「各種課題を解決しつつ更なる改革を推進」することと示された。課題の一つである費用負担については、「地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要がある」とし、「家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要がある」と示された。さらに、地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要であることの確認が盛り込まれると共に、「地域移行」の名称については、「地域展開」に変更することが示された。

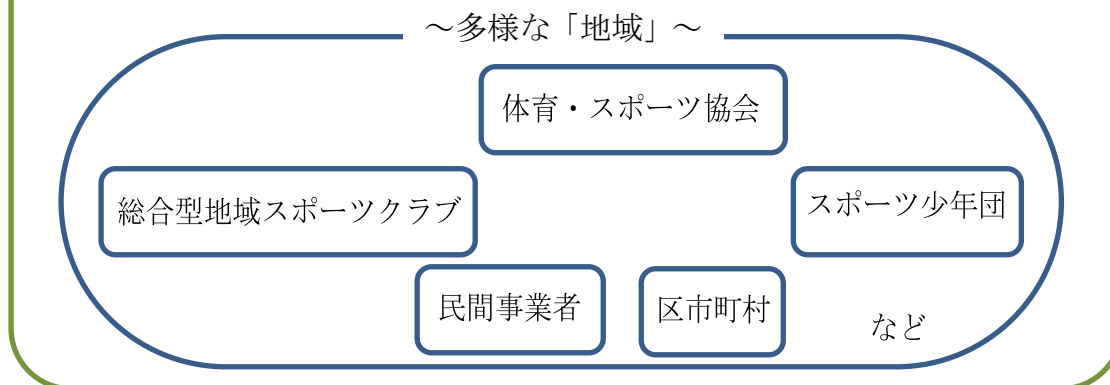
○ 国が示す活動体制のイメージ



○ 部活動の地域クラブ活動への移行（地域展開）、地域連携について

○部活動の改革における「地域」とは

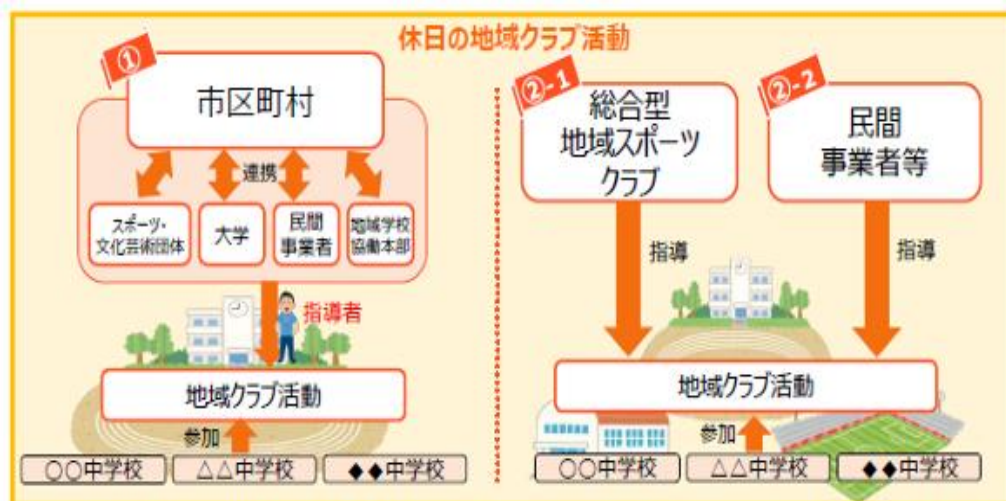
国のガイドラインでは、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、民間事業者などの多様な団体等を地域クラブ活動の運営団体・実施主体として想定している。また、区市町村が運営団体となることも想定しており、学校以外の人や団体などを広く「地域」として捉えている。



○ 国が示す地域クラブ活動の例

○ 「地域クラブ活動への移行（地域展開）」とは

現行の中学校で行われている部活動が、学校以外の人や団体など「地域」により行われるようになることを目指すこと。

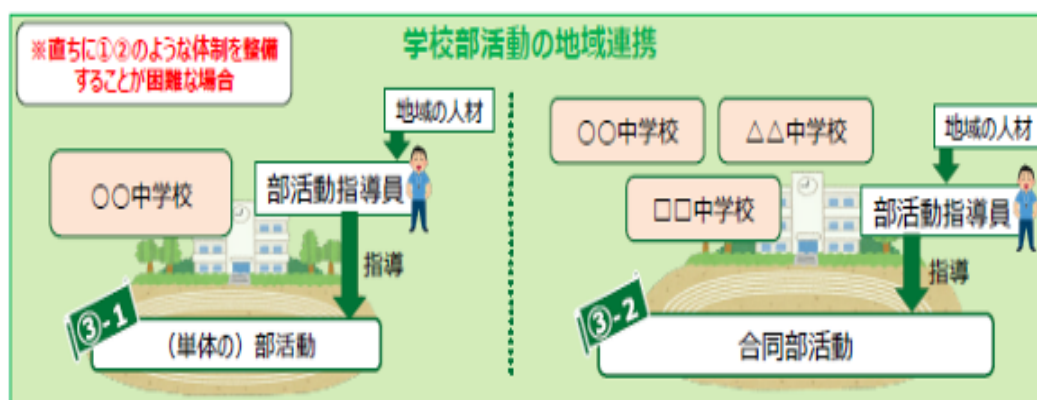


スポーツ庁、文化庁作成資料「学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）」抜粋

○ 「地域連携」とは

現行の中学校で行われている部活動に対して、部活動指導員*等の指導者を配置するなど地域人材の支援を受け部活動を実施すること。

必要に応じて、複数校の生徒が一つの拠点に集い活動を実施する方式である「拠点校方式による合同部活動」を導入し、活動を実施する。



スポーツ庁、文化庁作成資料「学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）」抜粋

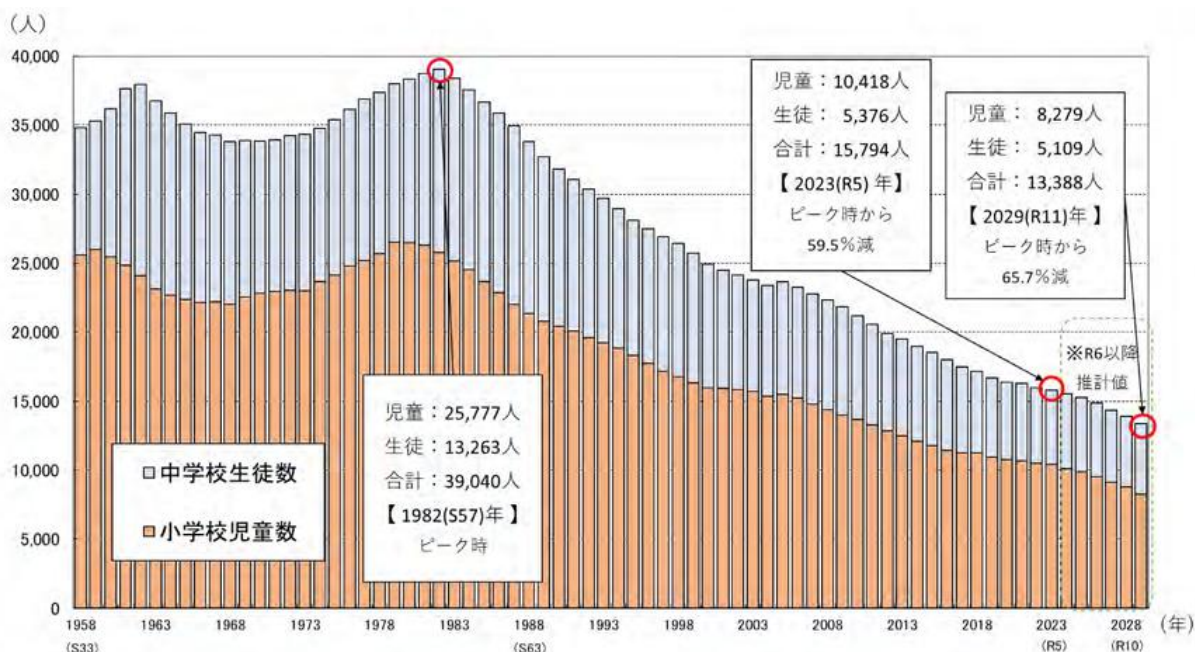
※部活動指導員（学校教育法施行規則（昭和 22 年省令第 11 号）第 78 号の 2）市では、会計年度任用職員として、学校長の管理下で部活動の指導や大会引率等を行っている。

第2章 八戸市の中学校部活動の現状

1 本市の状況

(1) 中学校数及び生徒数

令和7年（5／1現在）、八戸市立中学校における学校数は24校、生徒数は5,273名である。八戸市の生徒数の現状も、全国的な傾向と変わらず、減少傾向にあることから、従来の部活動数の維持が困難となってきている。急激な少子化により、軟式野球やサッカーなどの集団スポーツを中心に、単独校の部員数では、大会等への出場選手数を満たすことができないため、他校と合同チームを編成し部活動を行ったり、部員数の減少に伴う廃部や休部によって生徒の選択肢が狭まったりするなど、様々な影響がでている。



(2) 部員数及び設置部数

令和7年度に設置された部活動は運動部211部、文化部45部、計256部であり、部活動加入者数（部員数）は4,452名、加入率は84.4%である。運動部活動については、平成26年度と比較すると部活動設置数は96部減り31%の減少率となっているが、部活動加入率はほぼ横ばいで、部員数は大幅に減少している。このことから、一部活動当たりの部員数が減少していることが想定される。

(3) アンケート調査の結果概要

令和6年9月2日から9月13日に、中学校1,2年生及び保護者、小学校5,6年生及び保護者、小中学校全教職員を対象に、本市の状況を把握するとともに、部活動地域展開の参考とするため、アンケート調査を実施した。

所 属	対象者	回答者	回答率
小学校 5, 6 年生	3,436 人	3,123 人	90.9%
小 学 校 保 護 者		3,049 人	
中学校 1, 2 年生	3,597 人	1,501 人	84.8%
中 学 校 保 護 者		2,022 人	
小 学 校 教 師	724 人	458 人	63.3%
中 学 校 教 師	486 人	303 人	62.3%

①児童生徒について

I. 中学生の部活動加入状況

- ・学校部活動に加入している… 89.9%
- ・学校部活動以外の活動をしている… 20.4%

II. 小学生の部活動への加入希望状況

- ・運動部… 54.3% ・文化部… 14.3%
- ・部活動への加入を希望しない… 10.1%

III. 部活動に加入する目的の上位（小中学校同様）

- 「体力・技術を向上させるため」「友達と楽しく活動するため」
- 「大会・コンクール等で良い成績を収めるため」

②教職員の状況について

I. 教職員の部活動指導の状況

- ・中学校で部活動を担当している教職員… 84.7%
- ・自身が行っていた競技や活動を担当している教職員… 35.9%
- ・指導の上位重点事項
 - 「生徒の人間形成を目指す」「生徒に達成感や成就感を味わわせる」
 - 「生徒同士の人間関係づくりやコミュニケーション能力の向上」

II. 部活動指導に対する負担感に関する状況

- ・「負担が大きすぎる」「専門的な指導ができない」「指導する人材が不足している」という回答が多い。
- ・「地域連携・地域展開を早く進めてほしい」という意見が多い。

③「部活動の地域連携・地域展開」に関する意識等

I. 活動場所について

○小中学生

- ・通学している学校や家の近くの施設での活動なら参加したい…
(小 30.1% 中 35.0%)
- ・通学している学校や家の近くの施設での活動でなくても、自分が求める条件に合えば参加したい…
(小 24.9% 中 20.2%)

○保護者

- ・活動場所が近ければ参加させたい… (小 33.5% 中 37.2%)

II. 「部活動の地域連携・地域展開」に向けて解決すべき課題

- ・人材の確保（指導者、活動を運営する人等）の確保
- ・施設 ・交通手段 ・大会運営との関わり 等

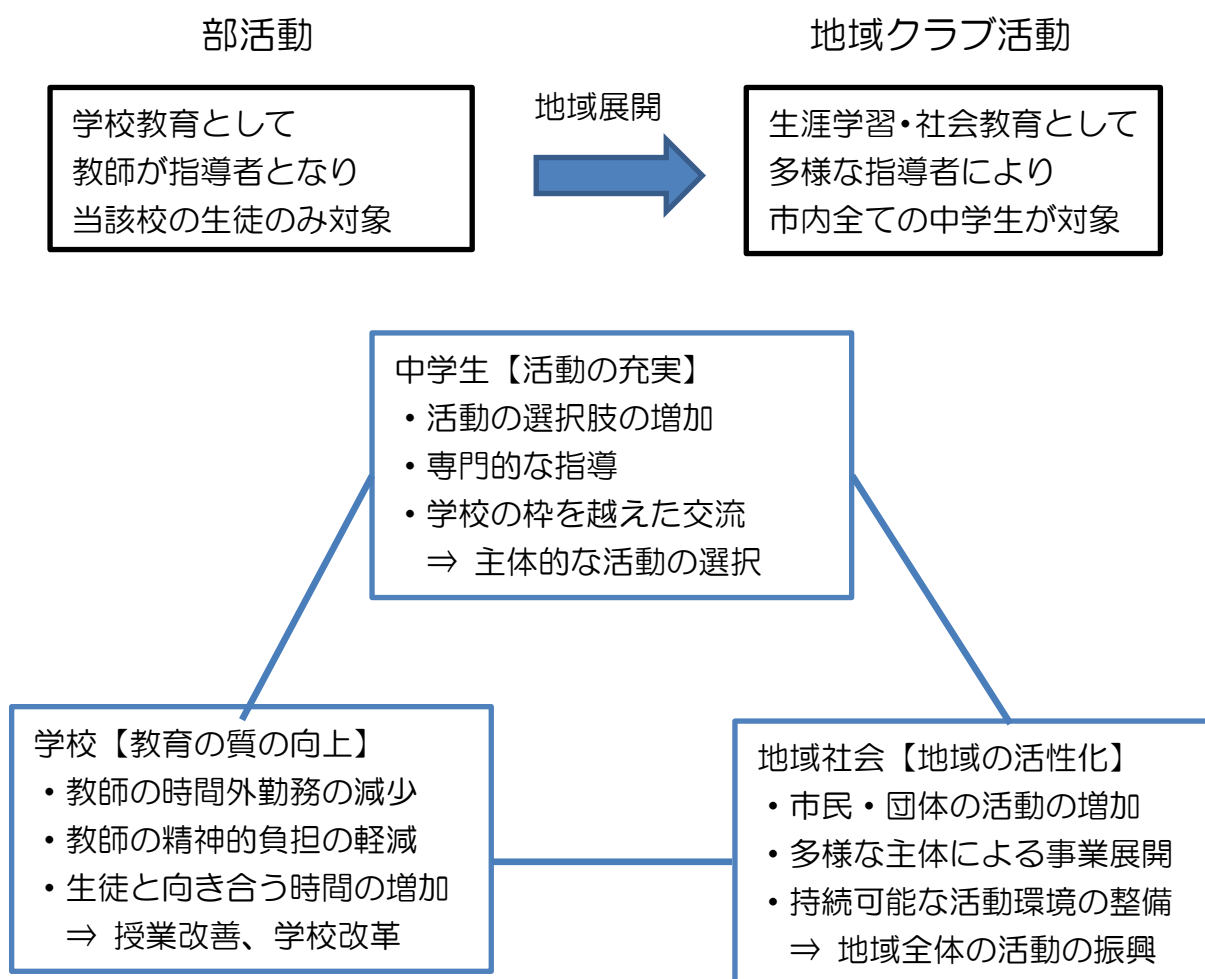
第3章 基本目標と基本方針

1 基本目標

学校部活動は、生徒が学校という身近な場所でスポーツや文化芸術活動に触れ、競技力や技術の向上を目指すとともに達成感や連帯感を育むことにより、人間形成や社会性の育成に大きな影響を与える教育活動の場として、長年、日本に定着してきた。

しかし、急激な少子化に伴い、学校単位では部活動を継続することが困難な状況や教員の働き方改革の推進等により、これまでの学校部活動の体制の維持が難しくなっており、近年、抜本的な改革が必要となっている。八戸市では、『八戸市教育大綱』（令和6年2月の『令和5年度第1回総合教育会議』）において、学校・地域の課題解決に向けて学校・家庭・地域が連携・協働して取り組むことで、「地域とともにある学校づくり」を示している。その中で、子どもたちがスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりについて一体的に推進することを掲げていることから、これまで部活動が担っていた役割・機能を地域社会とともに展開し、生徒が自分のやりたい活動に自分らしく取り組めるよう、地域全体におけるスポーツ・文化芸術活動の環境整備を進める。

子どもの“やってみたい！”を多様な主体で応援



2 基本方針

基本目標を実現するため、以下の方針により部活動地域展開を推進する。

(1) 生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境の整備

- ・生涯にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保・充実
- ・地域の実情に応じ、生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図るとともに、生徒が主体的に活動を選択できる環境の整備

(2) 様々な運営主体による多様な地域クラブ活動の展開

- ・既存の地域クラブはもとより、民間事業者、企業、大学等の参入を促し、多様な活動を展開
- ・指導を望む教師等の兼職兼業による地域クラブ活動の指導体制の整備・支援

(3) 適正な活動と持続可能な運営体制の構築

- ・ガイドラインに則った、安全で適正な活動の確保
- ・受益者負担等による自立的で持続可能な仕組みの構築

第4章 八戸市における部活動地域展開の方向性

(1) 地域展開の方向性

国や青森県の方針、八戸市立中学校の現状を踏まえ、部活動の地域連携・地域展開に取り組み、子どもたちにとって魅力あるスポーツ・文化芸術活動を確保するとともに、教員の負担軽減につながる取組を進めるため、市の目指す方向性を定める。

(2) 目指す将来像

「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、八戸市の地域資源を活用した持続可能な地域クラブを整備することで、学校部活動の地域展開を推進し、生徒が地域の中で生涯にわたり、主体的に様々なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるまちづくりが進められている。

(3) 推進目標

令和11年度までに、可能な限り早期に、休日部活動において地域展開を実施し、生徒が地域人材等※による技術指導を受けられている。

なお、当面は合同部活動・地域展開の取組が併存するが、徐々に地域展開の取組を拡充させていく。

○令和8年度から令和13年度の6年間をかけ、段階的に休日の学校部活動を地域クラブ活動へ展開し、行政が支援。

○令和13年度末には、休日の学校部活動を廃止し、部活動を完全平日化。
最終的には、学校部活動から地域クラブ活動等に展開。

※兼職兼業の届出により部活動指導を行う教員を含みます。

年 度	平 日	土日・祝
令和7年度	・週1日休業日 ・原則2時間程度 	【改革実行期間】(前期) ・土日いずれかは休養日 ・原則3時間程度 ・顧問が指導、地域等が指導をサポート ・行政が合同部活動の実施を支援 ・一部、学校部活動の枠組を外したスポーツ、文化芸術活動を試行
令和8年度 ～10年度		【改革実行期間】(前期) ・可能な部活動から地域クラブ活動へ展開、行政が支援
令和11年度 ～13年度		・地域クラブ活動への移行可能な限り推進
令和13年度末		【地域クラブ活動の全面実施(休日)】 ・原則として、休日の学校部活動は行わない